

# 新型コロナウイルス感染症対策を行う障害福祉サービス施設・事業所等 障害福祉サービス施設・事業所等で働く皆さまへ

## ① 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所 ※地域生活支援事業は対象外です。
- 対象経費： 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定しています

## ② サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけを支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所  
※地域生活支援事業は対象外です。
- 上限額： 1利用者当たり 1,500円～2,500円

## ③ 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所 ※地域生活支援事業は対象外です。
- 上限額： 20万円

## ④ 職員の皆さまに慰労金を支給します

- 対象者： 対象期間に障害福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 一人当たりの支給額： 20万円 または 5万円

※対象期間：令和2年3月5日から6月30日までの間

※複数の事業所で勤務した場合は、勤務日数を合算して計算します。申請はいずれか1カ所の事業所で行います。

※事業所には、一部の地域生活支援事業（注）を実施する事業所も含まれます。

（注）地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

※事業の詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html)



上記の各申請方法については、裏面をご参照ください。

### 《お問い合わせ先》

滋賀県新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター  
電話番号 0570-085441（受付時間は平日9:00～17:00）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター  
電話番号 03-5253-1111（内線7096、7097）  
（受付時間は平日9:30～18:00）

## 1. 支援の対象経費などについて確認

### (1) ①感染症対策・②サービス再開支援・③環境整備

- 申請マニュアルで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。

※令和2年4月1日以降の費用が対象となるので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、基本的に概算額で申請してください。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

### (2) ④慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、令和2年3月5日から6月30日までの間に10日以上勤務した人を特定します。その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらい、慰労金の対象者を特定してください。※退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。
- 特定した職員より、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。なお、委任状は施設・事業所で保管します。

## 2. 申請書および請求書等（申請書等）を作成

- 申請マニュアルを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。

## 3. 申請書等の提出

- 原則、滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連）の、電子請求受付システムでの申請をしていただくとともに、**代表者印を押印した申請書および請求書（1枚目）のみ**を郵送してください。
- ただし、「電子請求受付システムでの申請が困難な事業所」および「国保連に登録された口座を債権譲渡している事業所」、「地域生活支援事業所」などは、電子媒体（CD-R等）+ **代表者印を押印した申請書および請求書（1枚目）のみ**の郵送により、申請してください。  
※障害福祉サービス事業所等と地域生活支援事業所を運営している法人については、地域生活支援事業所の職員を障害福祉サービス事業所等の名簿に含めて申請いただくことが原則となります。
- 申請受付期間：毎月15日から月末までの間（最終受付：令和2年12月28日（月））

## 4. 提出にあたっての留意事項

- 電子媒体+紙ベースの申請書等を提出する際は、感染症拡大防止の観点から、原則、「郵送」とします。また、他の書類を同封せずに単独で送付してください。（持参することは避けてください。）  
提出先：〒520-0043 大津市中央四丁目5番9号（滋賀国保会館内）  
滋賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事務局（障害）

## 5. 滋賀県で確認後、交付

- 滋賀県が申請内容を確認し、国保連または滋賀県から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、交付を受けた事業所などが対象となる職員へ給付してください。  
※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。  
※派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

## 6. 実績報告

- 補助金・慰労金の交付を受けた事業所などは、令和3年2月26日（金）までに、上記の提出先あてに実績報告を郵送してください。なお、実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算（返金処理等）**を行います。申請・給付に関する証拠書類は、大切に保管してください。



## Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。

A1 感染対策の支援は、障害者総合支援法および児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。加えて、慰労金の支給は、障害者総合支援法の地域生活支援事業(注)の一部も対象です。(注) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

## Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

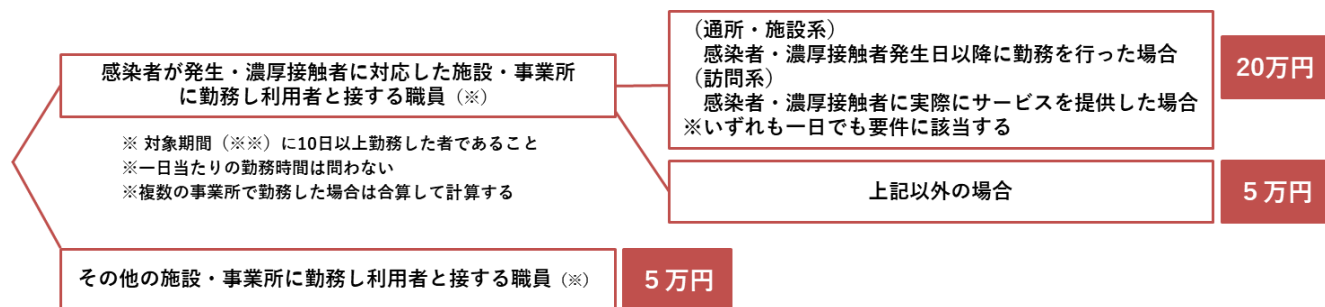
A2 令和2年4月1日以降の以下のような費用が対象となります。

### 【対象経費の例】

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、ICT機器の購入またはリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費、利用者の送迎に関する費用

## Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



(※※) 対象期間：令和2年3月5日から6月30日までの間

## Q4 慰労金の支給の要件である「利用者と接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は対象となりません。なお、最終的な判断は滋賀県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

## Q5 施設・事業所をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいでしょうか。

A5 原則として、勤務されていた施設・事業所を通じて申請してください。

## Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。